

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項1つ目、天筆でまちおこしを。

質問要旨に入っていきます。

2月の小正月の時期、一面の雪で何も無い国道13号を走行していると突然町の入り口に掲揚された天筆群が目飛び込んでくる。この壮観さには目を見張り、これはすごいと思わず声が出ます。こういう経験は皆さんにもおありであろうと思います。町では、これまでありとあらゆる手法を駆使してまちおこしをしてきました。これだという結果に結びつかず、今日に至っているのではないのでしょうか。私は、365日、毎日天筆の掲揚によるまちおこしのパフォーマンスを仕掛けてはどうかと提案するものです。中心商業地域活性化の起爆剤になるのではないかと思うのです。国指定の無形文化財カマクラの天筆に地産品の販売促進、観光振興などの願いを書いて掲揚し、「天筆のまち美郷町」として全国に発信することは、必ずや町の発展につながっていくのではないのでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

毎年、六郷のカマクラ行事の時期になりますと美郷町観光協会によって六郷のまちなかを初め、町の玄関口といえるサテライト六郷や道の駅雁の里せんなんなどに観光客の集客を目的として、計630枚の天筆が掲揚されてきております。また、六郷カマクラ保存会より各家庭に配布される天筆が485本掲揚されるとともに町観光協会が主催する天筆書き体験での天筆も、ことしは132枚掲揚され、総計で1,000本を超える天筆で行事を盛り上げていることは議員ご承知のとおりです。

さて、そうした天筆をまちおこしのために365日掲揚してはどうかとのご質問ですが、1年を通して天筆が飾られているさまは、注目を集める効果が確かに一定程度あるものと私も認識いたします。

しかし、一方で、その結果として小正月行事としての季節感が損なわれないか、また天筆が特別なものでなく、ありふれたものとして認識され、実際の行事において天筆を目にした際の感動が損なわれないかなどの懸念もあるところです。

また、町観光協会によりますと、天筆が風で青竹に絡まってしまうため、例年、期間中は毎日1時間かけて見回りをするなど管理のために一定の努力を払っているとのこと。年間を通じて掲揚することは年間を通じてこうした努力が必要になるということになります。

こうした効果や懸念、あるいは現在の状況を踏まえて総合的に判断しますと、議員ご提案の年間を通じた天筆掲揚は難しいと言わざるを得ないと私は思います。ご理解をお願いいたします。

なお、町観光協会では例年、2月10日から天筆を掲揚しているところ、六郷のカマクラ行事をより認識してもらいたい、そしてカマクラ行事により足を運んでもらいたい、いわゆる集客効果を目的として、ことしは例年よりも6日前倒しした2月4日から掲揚しているとのことでした。こうした努力も受けとめてくださるようお願いをいたします。

いずれ、まちおこしについては、天筆の年間掲揚の手法をとらずとも今後も各般にわたり努力し、できる限り効果に結びつけてまいりたいと存じます。とりわけ、現在取り組んでおりますまちなかエリアの活性化をまちおこしの核心に位置づけて各般にわたる対応をしてまいりたいと存じますので、どうぞご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 今、いろんな季節感または管理等の面で通年天筆を飾るということは難しいという答弁いただきまして、ただいま信楽っていう瀬戸物の町がありますけど、こういうところはまず1年中信楽焼を店の前に毎日飾ってるわけなんですけど、それでも特別に信楽焼の安売りっていいですかね、即売会というのを年、例えばこどもの日とかお盆、正月、町の日のようなときに開催しているということを新聞で読みました。天筆掲揚する時期も通年とはまず大変難しいということ理解できましたけど、そういう特別な日にだけでも飾られてはどうかと思うんですけど、そこら辺の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問、再質問にお答えいたします。

基本的に、町観光協会が観光・集客目的にやっている天筆掲揚でありますので、町の一存で決めることはできません。そして特別な日の「特別」を、どう定義づけるかによって随分と考え方が変わってくるんだらうと思います。議員の再質問についてお答えする部分につい

ては、特別な日に掲揚してはどうかというご提案については、現段階において関係機関と検討しなければならないというご答弁にさせていただきます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 2つ目の質問になります。質問事項は奨学金の自由設定をということです。

要旨に入っていきますけど、美郷町奨学資金に関する条例は、これまで数回の改正を重ね、現在では大変利用しやすくなってきていると感じています。1条の目的のところを抜粋でちょっと読ませてもらいますと、経済的理由によって就学が困難な者に学資を貸与するとありまして、高校生に月額1万5,000円、大学生・短大生を含む専門・専修学校生に4万円とあります。借りるときは将来を夢みて破竹の勢いで借りまくっていると思いますが、これが在学校の修業年限を終了し、1年後から10年以内に返還しなければならないという時期がやってきたときに置かれた環境というのは、生活費や住宅資金、また老後への備えなどの経済事情に負われている時期と重なってきます。返済する金額は少ないにこしたことはありません。最近では企業や自治体で非常に厳しい条件のもとで返済を肩がわりしてくれることもあるようですが、該当は必ず難しいようです。返還の負担軽減を考えまして貸与金額を満額ではなく自由設定にして選べることはできないのか、教育長の見解を伺います

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるようにすることは極めて重要なことでもあります。そのための教育の機会均等を図るための奨学金制度に関しては、まず国が制度を制定し、県・市町村が地域の実情に応じて制度の不足する部分を補完することが必要であると理解しております。

その奨学金制度において、独立行政法人日本学生支援機構では、平成30年度入学者から全ての奨学金において貸与月額の種類を増やし、基本的には2万円から最高額までの間で1万円刻みで選択できるようにしました。選択肢を増やすことで、より利用しやすい制度となるように配慮したものと考えております。

また、県内の奨学金貸し付け制度について調査しましたところ、奨学金を貸与している自治体は22市町村で、そのうち7市町が上限額以内で金額を選択できる制度としておりまし

た。そして、この7市町での学生の選択は、ほとんどの学生が上限額を選択しているとのことでしたが、6市町においては上限額よりも低い額を選択している学生がいる状況でした。その学生は、将来の返還を見据え、借りる額を必要最小限にしたためと思われます。

このような現状から、美郷町奨学金の貸与月額を選択可能にすることは学生にとってメリットがあることと考えますので、例えば大学生等への貸与月額を2万円・3万円・4万円の中から選択できるようにした場合の課題を整理するなどして貸与月額の選択制を前向きに検討してまいります。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田 薫君の一般質問を終わります。